

「第20号様式」記載要領（裏面）

「長崎市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準（㉒）」	
2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。なお、本店所在地が長崎市である場合は、必ず第22号の2様式を添付してください。	
この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます）の末日現在における従業者の数をいいます。	
ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします）をいいます。	
(1) 算定期間の中で新設された事務所等	$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
(2) 算定期間の中で廃止された事務所等	$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等	$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$
なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。	

長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数（㉓）	
算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。	
なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。	
なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます）については、長崎市内に有する事務所等ごとに次の方法により算出した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。	
(1) 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値（次の場合は、それぞれの方法により算定した数値）	
(ア) 算定期間の末日が月の中途である場合	$\frac{\text{算定期間末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間末日までの日数}}$
(イ) 算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日とその算定期間の末日の属する月の中途である場合	$\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間末日までの日数}}$
(2) (1)の方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、最少であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて、	$\frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$
この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
(3) (1)及び(2)において、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。	
※必ず記載してください。なお、この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。	

法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)保険業法に規定する相互会社を除く）：法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における36の④の欄の金額） (2) 連結申告法人（(3)保険業法に規定する相互会社を除く）：法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（法人税の明細書（別表5の2（1）付表1）の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」における30の④の欄の金額） (3) 保険業法に規定する相互会社：純資産額
法人税の申告の種類
次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んでください。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人：「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人：「その他」
翌期の中間申告の要否
次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む）の規定によって中間申告をする必要のある場合を含む） (2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人
法人税の申告期限の延長の処分の有無
次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む） (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
還付請求税額
中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉑の欄又は㉒の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉓の欄に記載した金額と同額になります。